

第2章

政治改革はどこまで進んだか
—選挙分析を中心として—



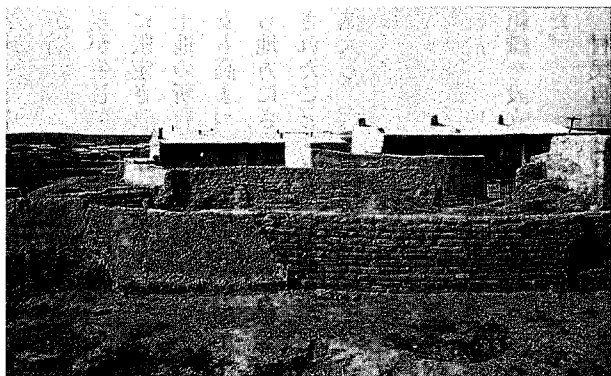
人民代表選挙へ参加を呼びかける宣伝

共産党による一党支配体制であり、人々には政治的自由がないというイメージがあることから、中国における政治改革に関する試みはとかくクローズアップされやすい。本章で取り上げる村民委員会メンバーと地方の人民代表大会の人民代表の選挙は民意を直接反映できる数少ない機会であることから、その発展は中国における「民主の萌芽」であるとして、これまで国内外で大きな関心を集めてきた。特に、私の北京滞在期間中は、選挙についての議論が例年になく高まった時期であった。しかし、政権交代の起こる可能性のない政治体制下での選挙は、形式的な民主を実現するための手段という側面をもつこともまた否定できない。本章では、政治改革の一つである選挙を取り上げ、選挙の現状とその問題点を指摘し、政治改革における選挙の位置づけを行い、選挙の意義について考えてみたい。

1 一九九八・九九年の村民直接選挙

農民統治の変遷

中国の歴代統治者の課題は農民をいかに統治するかということであった。毛沢東時代、共産党は土地改革、農業集団化を経て、行政、生産、



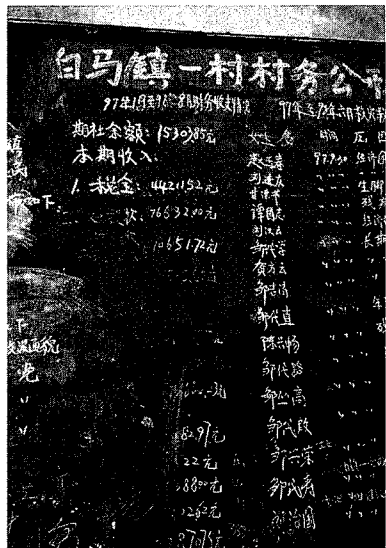
貧しい農村(内モンゴル自治区達茂旗)

社会すべての管理機能をもつ「人民公社」による組織化を行い、農民を一元的に管理した。改革・開放政策の実施により、一九八二年、人民公社の廃止が決定され、末端の行政単位として郷と鎮が設置された。さらに郷と鎮の下には人民公社時代の二〇〇〜三〇〇戸の農家からなる生産大隊を基盤とする村がある、しかし、村は正式な行政単位ではなく、村民委員会という自治組織が統治している。

農家ごとに土地が配分され、契約で請け負った分以外の農産物は自分のもののできるといふ農家生産請負制の導入により、農業生産は上昇し、また郷鎮企業や村営企業が発展し、農村経済は急速に発展し、一九八〇年代の中国の経済発展を引っ張ってきた。他方、農民の一元的管理は崩れ、社

会が分散化し、そして平等主義が崩れ、個々の農民の収入に格差が生じてきた。また、十五年に限定された生産請負に対し、土地の所有、管理への農民の不安も高まった。さらに、中央から地方にさまざまな権限が移譲されたことにより、財政負担が拡大し、郷・鎮政府は農民に対し過重な税金や費用負担を強いるようになった。そのため、農民は党や政府に対し不満を強めており、農村をどのように統治していくかが当局の重要な課題となった。そこで、当局は村に村民委員会という自治組織を設立し、村民自らが村を統治するという「村民自治」を積極的に進めることになった。

村民自治とは具体的に、(1)「民主選挙」——村民委員会のメンバーである主任、副主任、



道路沿いの黒板に書かれた村务公开
(四川省遂寧市白马镇第一村)

委員を満十八歳以上の有権者の直接選挙によって選ぶこと、(2)「民主的政策決定」——十八歳以上の村民からなる村民会議での討論を通じて多数決で政策を決定する、(3)「民主管理」——村民の意見を聞き入れ、村民の政治参加を促進する、(4)「民主監督」——村民委員会メンバーのリコールや村務公開を実施する、を指す。このうち、民主選挙、通称「村民直接選挙」が、国内外の大きな注目を集めている。中国では一九九八年と一九九九年に、全国各地で実施された村民直接選挙の様子がテレビや新聞で数多く報じられた。このなかから代表的な報道をいくつか紹介し、村民直接選挙が現在どのようなに行われているかを見てみよう。

「海選」を実施——一九九八年 最初に紹介するのは、一九九八年四月に中央テレビのドキュメンタリー番組『新聞調査』で「大官村で村役人を選ぶ」

吉林省大官村の選挙

と題して放映された吉林省鎮賚県大官村での選挙だ。大官

村では、九八年三月から四月にかけて、村民委员会主任一名と委員四名の選挙が実施された。大官村での選挙が、当時全国の注目を集めたのは、「海選」と呼ばれる方式を採用したからであった。海選とは、村民が自由に候補者を擁立でき、自由に選ぶことができるという選挙である。それまでのような郷・鎮の党委員会、もしくは政府が決めた候補者に信任

投票を行うのではなく、村民の意思を直接反映させることができると、海選は村民から歓迎されている。九四年末から九五年初めにかけて実施された吉林省内の村民委員会選挙における海選実施率は一五％にすぎなかった。しかし、今回は約八五％に達した。大官村村民委員会の主任候補の一人である現職の劉小波は前回の選挙では、上級の指名により候補者となり、村民の直接選挙によつて選ばれた。そのため、彼自身「前回も手続きに沿つて大衆に選ばれたが、その時の当選と上級の直接の任命とは同じだということはよくわかつていた」と認めていた。

主任候補には、劉のほか、大官村を構成する六つの村民グループのうちの一つのグループ長である杜波、四九歳で精米工場を経営する陳守全、村民委員会副主任の孫敬海ら五名と元揚水ポンプ・ステーションの係員だった王臣が推薦された。そのうち、王臣は一〇名の村民の推薦を受けて立候補した。

正式候補者を選ぶための予備選挙では、不正がないよう監督するために村民世帯一〇戸ごとに一人ずつ選ばれた村民代表数名と、郷幹部がいつしよに移動投票箱を持つて、各村民世帯を回つた。有権者は白紙の投票用紙に、自分の支持する主任候補者を一名、委員候補者四名を記入し、投票した。そして主任については、得票数上位二名が正式候補者とな

り、二〇四票の劉と一八七票の王が選ばれた。しかし、両者の得票数がそれぞれ全体の五分の一を超えなかったため、吉林省の規定に基づき、有権者は本選挙で二人の正式候補者以外の人物にも投票できることになった。

四月一日の本選挙では、有権者が大官村の小学校に集まり、投票用紙に書かれた正式候補者二人のうちのどちらかに○(マル)をつけるか、空欄に正式候補者以外の人物の名前を書いて、投票した。投票の結果、劉が四四三票、王が四四一票を獲得、正式候補者ではない杜波にも一九四票が投じられた。省の規定では、有権者の過半数を獲得した人が当選となる。大官村の有権者数は一一六八名であり、劉も王も過半数を獲得できなかった。そのため、翌四月二日、再度投票が行われた。この時は、移動投票箱が各村民世帯を回る方式で投票が行われた。その結果、劉が五九一票を獲得し、主任に当選した。

非正式候補者が当選
—一九九八年河北省
ラマ寺村の選挙

一九九八年のもう一つの代表的な村民直接選挙は、同年五月に北京テレビのドキュメンタリー番組『紀実』で「村民の選択」と題して放映された河北省ラマ寺村での選挙だ。ラマ寺村では、同年二月二四日から約一カ月かけて、村民委员会主任一名、副主任五

名、委員五名が選ばれた。

二月二四日、候補者受付が始まり、党の推薦と自己推薦により、約一〇名が立候補した。三月九日、選挙全体を管理する選挙グループが投票箱を持って村民代表を回り、村民代表の投票で、主任正式候補者一名が選出された。一人は食堂を経営する現職の陳永生（四一歳、最終学歴は中学卒業）で、もう一人は村営電子機器製造企業の社長である陳永亮（三六歳、高校卒業）である。

三月二三日、本選挙が実施された。ラマ寺村初の直接選挙のため、選挙グループは村民に対し何度も選挙方法を説明した。主任の投票用紙には、二名の名前が書かれており、どちらかに〇（マル）をつける。どちらでもない場合は、空欄に他の人の名前を書いてもよい。選挙の過程で、他の村では行われてきた立候補演説がラマ寺村では行われなかった。村民は選挙グループに対しこのことを抗議したが、グループは「鎮長、鎮党委書記に聞いてくれ」と抗議を受け付けなかった。

有権者数は一七九八名、当日の投票率は九九%だった。開票では、二名の正式候補者以上に、左金文（四〇歳、中学卒業）への投票が伸び、最終的に左が九六五票を獲得し、主任に当選した。

左は村で個人タクシーを経営し、また妻も小売店を経営し、どちらも商売はうまくいっ

ていた。ラマ寺村の産業は、その名のとおりラマ寺を中心とした観光業が中心で、細々と繊維業と豆腐作りが行われているにすぎず、村全体が経済的に貧しかった。そのため、水、ゴミ収集、道路整備といった生活環境の整備が遅れており、村民の不満も大きかった。非公式候補者でありながら左が当選したのは、事業能力の高さへの村民の期待があつたからだった。

北京テレビは、選挙から約一年後の一九九九年四月、村を再び取材し、左主任に対する評価を村民に聞いた。それによれば、電気の供給は好転し、停電がなくなった。また道路の修理も行われた。しかし、ゴミ収集と水はまだ手つかず状態であつた。ある村民は「新しい主任に、高望みしてはいけない」と述べた。

一九九九年の
村民直接選挙
一九九八年上半期には、数多く目にした村民直接選挙に関する報道も、七月以降はバツタリ止んでしまった。しかし、九九年に入り再びその報道が増えた。

一九九九年一月四日、中央テレビの『焦点放談』が、安徽省五河県頭鋪郷屈台村での選挙を報じた。この村は、九八年十月に江沢民が視察した模範村だった。人口二二〇四人で、同年十一月に「選挙実施細則」が採択され、十八歳以上の八五〇人に参政権が与えられ、任

意の推薦により主任と副主任を選挙することが規定された。同年十二月二二日に予備選挙が実施され、推薦された候補者に対する自由投票の結果、二〇七票を獲得した王保田と七八票の現職である丁雲品の上位二名が正式候補者に選ばれた。翌二三日、本選挙の当日、王と丁が立候補演説を行った。王は貧困からの脱却を訴えた。有権者との質疑応答では、丁に対しこの三年間の実績について質問が出た。最後に丁は自らが私利私欲のないことを強調した。そして、全村民による投票の結果、丁が四八六票を獲得し、主任に当選した。選挙全体の監督には、五河県民政局があたった。選挙当日には、多くの来賓が招待されており、在上海日本総領事館書記官や、安徽省五河県の指導幹部、安徽省社会科学学院の辛秋水が列席した。辛は、「郷政府は村民委員会に対し『領導』（指導）関係があり、また何か問題があれば法院などで審議する」と述べた（この選挙の実施状況は『東亜』一九九九年六月号所収の諏訪一幸論文が詳しい）。

一九九九年一月九日の山東衛星テレビは、山東省萊西市院上村での選挙について、実施経緯や結果ではなく、選挙に対する村民の不満を報じた。ある農民は、中央テレビの人氣番組『東方時空』が以前、村民直接選挙がうまく実施された村について報道したことを取り上げて、『東方時空』とは違い、自分の村では不公平な選挙が行われている」と強い不

満を表した。彼が指摘した不公平とは、開票結果の公式発表後に開票されていない投票用紙が見つかったが、発表された開票数には後で見つかった投票用紙分も含まれていたことだった。また、開票が公開で行われていないため、村民が開票のやり直しを要求したり、選挙管理に公安が入り込んでいることにも村民は不満を表明した。

一九九九年一月十三日の浙江衛星テレビは、浙江省臨安市上甘村での選挙について、「村の議決機関であるはずの村民会議など存在せず、隊長選挙だ」「村民委員会組織法に合っていない」「差額選挙が行われていない」などの農民の不満を紹介した。

* 現在の村のもととなった人民公社の生産大隊の指導者を隊長と言う。隊長は上級組織によつて選ばれた。ここでいう「隊長選挙」とは、上級組織によつて選ばれた候補者に対する信任選挙のことを指す。

共産党の方針を 反映する報道

村民直接選挙は政治的に「敏感」な問題であるため、その報道もマスコミ独自の判断で行うことはできない。そこでは事実上マスコミは共産党の意向を伝えることになる。それでは、マスコミは何を伝えようとしたのだろうか。

一九九八年上半期の村民直接選挙報道は、海選方式を採用した吉林省大官村のケース、

そして正式候補者以外の人物が当選した河北省ラマ寺村のケースに見られるように、村民直接選挙がいかに民意を反映したもので、民主的に行われているか、という点を伝えることに重点が置かれていた。

その背景として、第一に、一九九八年六月から全人代常務委員会で「村民委員会組織法」の改定審議が始まり、その採決に向けて、当局が世論作りを行った点があげられる。そのため、論調は「組織法」試行以来約十年間実施されてきた村民直接選挙を積極的に評価するというものであった。第二に、同年六月にクリントン米大統領の訪中を控えていたことにより、中国の政治改革の進展具合を対外的にアピールする意図があつたことがあげられる。この時、国内報道だけではなく、対外向けの英字紙『チャイナ・デイリー』も村民直接選挙について度々伝えた。外国メディアも村民直接選挙のような政治改革につながる話題は積極的に報道する。中国当局は、外国メディアが取り上げられることを折り込み済みで報道したのである。

制度的欠陥

これに対し、一九九九年の報道は、村民直接選挙の実施方法に対し、村民がいかに不満をもっているか、選挙がいかに法律に則って行われていないかといった制度上の問題を強調することに重点が置かれていた。そうすることにより、

改定された「組織法」の実施を徹底させようという意図があつたのだと思われる。確かに、選挙の制度化はまだ不十分である。実施細則が整備されていない。細則はあつてもそのとおりに選挙が実施されていない。また、差額選挙とはいうものの、正式候補者決定までのプロセスが不透明で、郷・鎮当局が関与した可能性を否定できない。

村民直接選挙は、一九八七年に初めて実施され、これまでに多いところでは四回実施された。選挙の主管部門である民政部は公式の場では六〇%の村で村民自治が成功していると言う。しかし、九八年に党と政府の関連機関による村民直接選挙に関する大規模な合同調査に参加した人は「成功は二〇%」と言い切る。四回の選挙を経たとはいうものの、実際に四回実施された村は少数で、まだ一回目というところが多い。また、四回実施された村でも、過去二回は上級の党機関から指名された候補者への信任投票で、差額選挙が行われたのはここ一、二回というところが大半を占めている。また、九九年一月八日からアメリカのカーター財団のメンバーが重慶市内で実施された村民直接選挙を視察した。これについて、一月十四日付と二月三日付の『人民日報』は、視察団メンバーが高い評価を行ったと報じた。しかし、一月十四日のAFP電は「秘密投票は行われていないし、投票用紙の管理がかなりルーズ。選挙手順に改善の余地がかなりある。形式を学んでいるだけで、

（選挙の）本質を得ていない」「大部分の投票は秘密選挙で○（マル）を付けるものではない、村民も候補者の政見がわかっていない。投票用紙と投票報告表が厳しく管理されていないし、大部分の地方の候補者数は当選者プラス一人というもの」という視察団メンバーの評価を伝えた。

村民直接選挙の意義

村民直接選挙と言っても、全国でまったく同じように行われていくわけではない。それは、制度的な欠陥といった技術的な問題によるものではない。むしろ、村の経済状況の違いによつて、村民委員会の存在意義や村民の直接選挙に対する考え方が異なるからである。それはだいたい次の三つに分類できる。

第一が、農業を主とし、村営企業、郷鎮企業が発展していない村である。この場合、村の経済力が弱く、農民に対する統制力も弱いため、村幹部は農民と相談して村事を決定し、執行しなければならぬ。その際、村民委員会の役割は大きく、農民の政治参加の意識は強い。こうした村が中国全体には多い。

第二が、農業、企業が共に発展している村である。この場合、農民は経済的に豊かで、村全体の経済力も強い。農民は二階、三階建ての持ち家を保有するなど豊かな生活をしており、また医療保険なども村が保障している。そのため、農民は生活に不満がなく、村民

自治は要らないと思っており、村民直接選挙の必要性も感じていない。こうした村は中国東部沿海地区に多い。

第三が、経済的に貧しい村である。農民はその日暮らしの生活をしており、村民自治どころか、村民委員会すらないところが多い。こうした村は内陸の貧困地区に多い。

村民直接選挙は「下からの民主」というよりも、「上からの指示、動員」で行われているのが現状だ。以前の方法では農村を統治できなくなってきた共産党が農村を統治する新たな手段を模索し、その結果たどり着いたのが、村民直接選挙を含む村民自治である。それを「民主の萌芽」などと称賛するのは過大評価である。

選挙の経験を数多く経れば、農民の政治参加の意識、民主の意識は高まってくるかもしれない。二十年、三十年といった長期的な視点で言えば、すべてのことは民主化してきたと言えるのかもしれない。しかし、それは現実的な思考ではないように思われる。五年から十年の中期的な視点で言えば、選挙の制度が本当に根づくかどうかがかぎとなってくるだろう。現状ではまだ経験と言えるような経験をえている農民はごく一部であり、まだまだ長い年月が必要である。

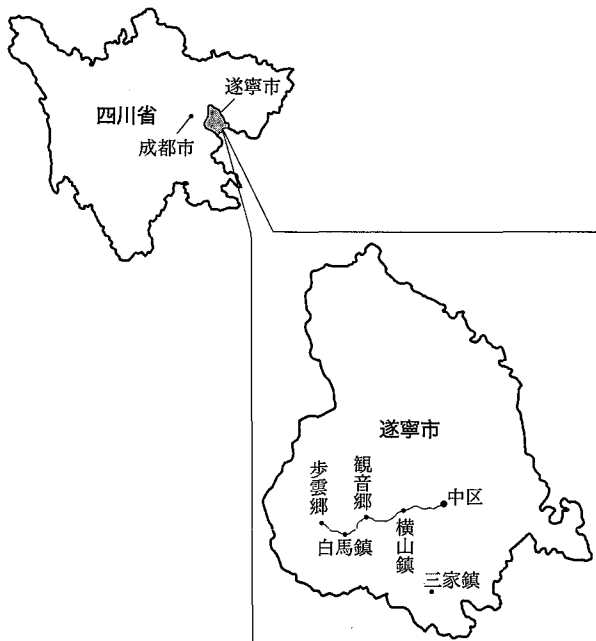
2 中国初の郷長直接選挙

四川省の省都成都市から東に約二三〇キロメートルのところに遂寧市がある。その中心である中区から西に向かつて、横山鎮、観音郷、白馬鎮を経て、車で約二時間のところに歩雲郷がある(図一)。この人口約一万人の農村で一九九八年十二月、中国初の郷長直接選挙が行われた。

一九九九年一月十五日付中国の週刊紙『南方周末』がこれについて詳しく報じたことで、その直後から二月にかけて、欧米メディアが歩雲郷に入り取材を行った。しかし、その関心があまりに高く、この選挙に関する報道が海外にこれ以上流れることを恐れたため、二月中旬以降、遂寧市当局は歩雲郷当局に対し対外宣伝禁止を通達した。それ以降、歩雲郷当局は国内メディアの取材すら受けなかった。

後に述べるとおり、中国では憲法により郷長直接選挙は認められていない。歩雲郷での郷長直接選挙は中国初のケースであり、その後他のところで実施された形跡はない(二〇〇一年三月末現在)。しかし、この唯一行われた選挙で出てきた問題は今後の直接選挙のあり

図1 四川省遂寧市全図



方を考える上で、多くのことを示唆している。

『南方周末』とその
郷長直接選挙の実施状況
他の資料によれば、

郷長直接選挙は次のように行われた。一九九八年十一月二七日に公示され、一五人が立候補した。選挙規定によれば、三〇名の有権者の推薦で立候補することができた。十二月十五日、候補者は、郷人民代表大会主席团成员、郷の党・政府機関指導者、村の幹部、村民グループ長、各村から三名の村民代表など一六二名からなる「選挙区合同会議」において、立候補演説を行い、その後投票が行われ、中学校の教師である周興義と村主任である蔡雲輝の上位二名が正式候補者に選ばれた。規定では、正式候補者は、選挙区合同会議を通じて選ばれるほかに、政党、人民団体、大衆組織に



遂寧市歩雲郷の景色

よる推薦が認められていた。そのため、共産党の推薦として郷党委員会副書記である譚曉秋が正式候補者に加わった。その後、一三回の公開演説会が行われ、十二月三十一日、郷民による直接選挙が行われた。有権者数一万一三四九名中、六二二六名が投票した(投票率は五四・九五%)。その結果、譚が三一三〇票(得票率五〇・一九%)を獲得し、郷長に選ばれた。九九年一月四日、歩雲郷人民代表大会の議決を経て、直接選挙による郷長が誕生した。

実施上の問題点

『南方周末』は、選挙の過程で、公示当初、「二五歳

から四五歳」と定めていた立候補資格のうち、四五歳の上限を取り消したことや、立候補者



豚肉加工を営む歩雲郷の優良私営企業。社長は郷長直接選挙に立候補したが予備選で敗れた

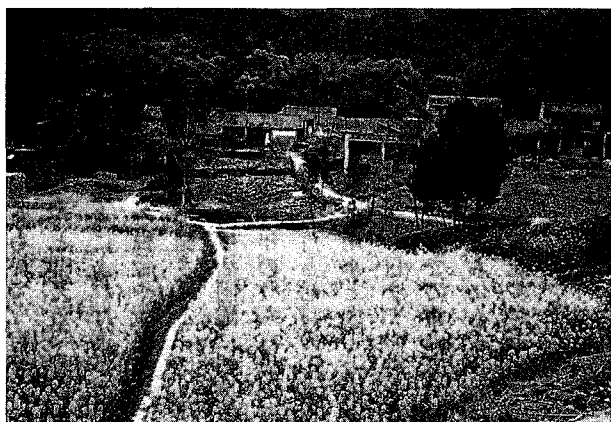
が支援グループを組織できなかったこと、演説で候補者どうしが鋭く対立するような質疑が行われなかったこと、文盲者に対しては村幹部からなる選挙関係者が代理で投票用紙に記入したことなどの問題点を指摘するほか、人民代表大会が直接選挙で選んだ郷長を議決する権限を保有するのか、といった疑問が提起されたことを伝えた。

『南方周末』が指摘した疑問以外に、事実上共産党に正式候補者の推薦枠が与えられていたことも問題であろう。立候補した一五人のうちには、郷人民代表大会主席、郷党委員会副書記、郷総合管理事務室主任という郷の党・政府幹部三人が含まれていたが、選挙区合同会議の段階ですべて落選した。直接選挙である以上、そうした可能性は最初から予想されたことであつた。共産党への推薦枠は、そうした事態になつても、共産党が正式候補者を立てることができるとを保証したものであつたと言える。

苦しい農民の経済状況

選挙の実施過程に問題があつたかもしれないが、郷民による直接選挙で郷長が選ばれる以上、誰が当選するかは郷民自身の投票行動いかんによる。その点が直接選挙の最大の特徴である。その投票行動を左右したのは、歩雲郷の経済状況と言えるだろう。

残念ながら私は歩雲郷の経済統計をもっていない。しかし、郷長に当選した譚が立候補



花満開のアブラナ畑(遂寧市歩雲郷)

演説で「私の任期中に必ず以下の目標を達成する。穀物生産一人当たり平均四〇〇キログラム以上、農民一人当たり平均年収を二〇〇元以上……」と述べていることから、歩雲郷の農民一人当たり平均年収は二〇〇元以下、穀物生産一人当たり平均四〇〇キログラム以下であったことが推測される。一九九八年の遂寧市全体の農民一人当たり純収入が一七八三元であることから、歩雲郷の農民の収入はかなり低い。

公開演説会において、有権者は候補者に対し、農民負担、「生猪税」(豚の飼育にかかる税)、老人扶養、土地の荒廃、学校の費用徴収、汚水排出、品種改良、水利修繕などさまざまな問題について質問した。それらは、農民の

日常生活に密着したもので、自分たちがいかに経済的に豊かになれるかということが、選挙戦の争点になったと言える。歩雲郷の主要産業はアブラナと小麦の生産そして養豚であること、選挙責任者によれば選挙の最大の争点が農民負担と生猪税だったということからも、政府が徴収する税金や費用といった負担が収入の少ない農民の生活を長年にわたり圧迫してきたことが推測される。

さらに農民たちの生活困難に拍車をかけたのが、一九九八年の度重なる大洪水だった。歩雲郷では、通常一年のうち六月と七月にしか雨が降らないため、恒常的に旱魃が問題だ。しかし九八年は、六月と七月の二カ月に大雨が降り、水害が発生した。遂寧市全体で見ても、一〇万人の生活用水と九〇万ムー(約六〇〇アール)の穀物作物に影響を及ぼした。また八月十九日から二一日までの洪水で遂寧市の直接的な経済損失は四・二億元に達し、九月十八日から二十日までの豪雨では農業分野の経済損失だけで五〇九三万元に達した。大洪水が歩雲郷の農民たちにも大きな経済損失を与えたことは間違いない。こうした苦しい状況からの脱却を誰に託すかという思いから、郷民がどの候補者に投票するかを決定していったものと思われる。

中国初の「公選」実験地区

なぜこの時期に歩雲郷で郷長直接選挙が実施されたのだろうか。『南方周末』によると、この選挙は歩雲郷の上部行政区域にあたる遂寧市中区の主導により、秘密裏に行われたものだった。実施理由について関係者は「民意に符合したものとしか語らず、詳細を明らかにしていない。しかし、選挙について、この時期遂寧市は他のところとは異なる状況があった。

遂寧市では、一九九八年六月から十一月まで実験的に郷・鎮で公選が実施された。ここで「直接選挙」（「直選」も同意語）と「公選」を区別しておこう。郷長と鎮長の選挙を例に説明すれば、直接選挙はすで見たとおり、その郷・鎮の住民全員の投票で、数名の候補者から一人を選ぶというものである。公選とは、該当する郷・鎮に属する村の幹部と村民代表の投票により、候補者の中から正式候補者二名を選び、郷人民代表大会において人民代表が投票で一人を選ぶというものである。民主という観点から言えば、直接選挙のほうがより民主的と言える。

遂寧市では、一九九八年六月の保石郷長から同年十一月の横山鎮長まで、計一三回の公選が実施された。そして、保石郷長の公選は中国初の郷長公選であった。また、郷・鎮レベルの党委員会書記の公選も中国で初めて実施された。以下、『遂寧日報』の報道に基づき、

実施状況を簡単に紹介しておきたい。

横山鎮長公選

一九九八年十一月、横山鎮長の公選が実施された（『遂寧日報』同年十一月五日）。午前、鎮長候補者の公開面接試験が実施され、遂寧市指導者、遂寧市中区指導者、横山鎮人民代表、横山鎮機関・単位指導者、各村の幹部、黨員、および社長代表、離退職した老幹部など約六七〇人が参加した。また、『人民日報』世界・中国研究所所長で中国体制改革研究会コンサルティング計画センターの高級研究員李凡博士、熊繼堯・遂寧市党書記兼同市人民代表大会主任などの賓客、指導者が特別に招待され、現場で指導にあたった。

公選に参加した六人の候補者は、厳格な筆記試験と組織による考察を経て、面接試験に臨んだ。面接試験の後、代表による現場での民主的な審査、推薦を経て、遂寧市中区党委員会常務委員会拡大会議が、その民主的な推薦の結果に基づき、討論し、鎮長候補者を決定した。

引き続き開かれた横山鎮第三回人民代表大会第一回全体会議で、代表の十分な根回し、討論、正式な選挙を経て、遂寧市中区南強鎮の元鎮長助理である鄧紹斌が全票を獲得し、横山鎮長に当選した。

熊・遂寧市党書記兼同市人代主任は「横山鎮長公選の成功を十分肯定する。この公選活動の成功は、第十五回党大会の精神を深く貫徹し、民主政治建設を強化し、基層民主を拡大する遂寧市中区の重要な試みである。これは幹部人事制度のさらなる改正、人員の任用チャンネルの拡大、優秀な人材選択に対して重要な意義を備えている」とコメントした。

中国初の村党

支部書記公選

次に紹介するのは、一九九八年十二月二日に実施された三家鎮馬鈴村党支部書記の公選である（『遂寧日報』同年十二月四日）。村の全黨員以外に、村幹部、会社社長、一部の大衆代表、鎮党委員会指導者など約七〇人が選挙に参加した。まず彼らが候補者を推挙し、呉華雲、向興龍、鄧傳国、朱万明ら五人を選んだ。候補者五人はそれぞれ選挙演説を行い、呉は科学的な耕作、村務公開、耕地基本建設を訴えた。また、向は九九年に三万円の資金を充て、村の小学校を修復し、また九九年の全村民の平均年収を一五〇元アップさせる目標を掲げた。

演説後、出席者全員が投票し、その結果、呉と向の二人を正式候補者に選んだ。その後、黨員大会が開かれ、全黨員による選挙が実施され、向が当選した。

なぜ、郷長直接選挙

が行われたか

横山鎮長の公選が行われた直後、遂寧市当局が農民にヒアリングをしたところ、「公選は所詮少数が幹部を選ぶにすぎず、一般住民とは一線を画している」「いいか悪いかは、われわれ自らが選ぶかどうかだ」といった回答が寄せられた。一般住民との一線を取り除くにはどうしたらいいのか。当局が出した答えが郷長直接選挙だった。その後、当局は遂寧市中区人民代表大会常務委員会に直接選挙の実施を提案し、常務委員会で決定し、実施に至った。以上が郷長直接選挙に至った背景に関する遂寧市当局者の説明である（『南方周末』）。

それでは、なぜ歩雲郷で郷長直接選挙が行われたのだろうか。遂寧市中区党委員会関係者によれば、歩雲郷は人口一万人あまりにすぎず、人口構造が単純で、選挙時の「宗族」（同一の父系の親族、および家族の集団）勢力の影響力が小さいこと、遂寧市中心部から最も遠く離れているため、情報が外に漏れにくいことをあげている（『南方周末』）。他方、一九九九年二月二七日付『ワシントン・ポスト』紙は、歩雲郷では九七年に上級機関より郷長が強制的に派遣されたが、その仕事ぶりがよくないので、郷の共産党指導者が不安を騒ぎ立てる郷民に自ら郷長を選出させるよう決定したと伝えている。

以上のことから、歩雲郷での郷長直接選挙は、一九九八年六月以降遂寧市で実験的に実

施された一連の公選の延長線上であったと言える。しかし、経済的困難と上級機関が任命した郷長の能力のなさに対する郷民の不満があり、郷長を自ら選びたいという民意の高まりを当局が無視できない状況が歩雲郷には存在していたことが推測される。こうした状況は、歩雲郷に限らない。民政部基層政権司によれば、ここ数年いくつかの地方から当地の郷・鎮、さらには区・県での首長直接選挙の試行要求が提出されており、深圳市はすでに全国人民代表大会常務委員会に試行要求を提出している。

しかし、遂寧市では選挙が計画的に段階を追って行われていたわけではない。一九九八年十月三十一日、遂寧市中区横山鎮迎水村第四回村民委员会選挙が実施された（『遂寧日報』同年十一月二日）。遂寧市党委员会組織部副部长余海元、遂寧市人民代表大会人事代表工作委员会主任周良勳によれば、これまで遂寧市の村民委员会メンバーの選挙には挙手、拍手という採決方法をとってきたが、今回初めて直接・差額・無記名投票となった。つまり、村民直接選挙自体が事実上初めて行われたばかりのところ、郷・鎮長の公選や直選が行われたのである。このようなところで、「民主の萌芽」が実際に見られるのだろうか。はなはだ疑問である。

郷長直接選挙は

拡大するのか

当局は、歩雲郷の郷長直接選挙をどう見たのだろうか。民政部関係者によれば、歩雲郷で郷長直接選挙が行われることを民政部は事前には解していた。また、横山鎮長公選に招待されていた『人民日報』の李凡博士も観察員（オブザーバー）として歩雲郷の郷長直接選挙に招待されていた。このことから実施にあたっては、中央の承諾を受けていたものと推測される。『法制日報』は、後で述べるように一九九九年一月十九日付紙面にいったんこの選挙に批判的な論文を掲載したが、四日後の同月二三日付で「農村政治体制改革の重大な突破である」と肯定した。また、二月二六日の中央テレビの番組「金土地」は、「郷民が指導者を直接選挙することは、農村改革の目標の深化に向けて踏み出す別の一步である」と伝えた。

江沢民のブレイクと目されている中国社会科学院の元副院長である劉吉は、「結局は実験である。そして民衆が自発的に行つたものであり、中央の指示によるものではない。……歩雲郷の実験に対し、私は非難の余地はないと考えている」と述べている（『亞洲周刊』一九九九年三月十五日〜二二日）。その後、郷・鎮長の公選は一部の地域に拡大したものの、直接選挙自体は行われていない。しかも、すでに述べたとおり、直接選挙に関する情報が外に漏れることを当局が非常に警戒した。以上のことから判断すれば、歩雲郷の郷長直接選

挙は、あくまでも実験にすぎず、中央は実験として肯定的に評価していると言えるだろう。そこには、直接選挙を積極的に全国に普及させようという意図は見られない。

村民委員会と郷・鎮レベルの行政機関は根本的に異なるものである。村民委員会はたしかに郷や鎮レベルの行政機関の下部行政機関として機能しているが、「村民委員会組織法」によれば、村民委員会は行政機関ではなく、自治組織にすぎない。しかし、郷・鎮となると、最も基層の正式な行政機関なので、郷・鎮長の直接選挙を行った場合、結果の影響は大きい。また、いったん郷・鎮長の直接選挙が各地に普及した場合、上級の県・市、またはそれ以上の行政レベルでの首長の直接選挙実施要求が住民から出てくる可能性も否定することはできない。先述の李凡博士も「多くの人がこのような選挙（郷長直接選挙）に反対していることを知っている」と述べているように、上級の行政機関、特に郷・鎮のひとつ上の県レベルの当局者が直接選挙で首長を選ぶことを歓迎していない。明日はわが身である。

法治と民主

政治改革を進めていく上で、今後郷長や鎮長の直接選挙が全国に普及していくかどうか、そして上級の県長や市長にまで直接選挙が拡大するかどうかということも重要なことだが、歩雲郷の郷長直接選挙はそれ以外の大きな問題を提起し

た。一九九九年一月十九日付『法制日報』が一面で掲載した「民主は法律を超えることはできない」と題する査慶九の文章は、法治と民主の関係について論じた。少し長くなるが、引用してみよう。

「一九九九年一月初め、四川省遂寧市步雲郷で中国初の、住民の直接選挙による郷長が誕生した。……この直接民主選挙は、民主が西側の『特許品』ではなく、中国人民自身にも中国の特色ある社会主義民主政治を建設する能力があることを表している。しかし、この選挙は致命的な問題をかかえている。それは『中華人民共和国憲法』、およびその他関連の法律の規定に直接違反しているのである……規定によると、郷長は郷人民代表大会で人民代表によつて選挙される。有権者はその人民代表を直接選挙するのであり、郷長を直接選挙するのではない……我々はすでに法によつて国を治める方策を確立し、社会主義法治国家建設に力を尽くしている。法治国家の基準は何か。最も基本は、憲法と法律が最高の権威をもつことである。すべての組織と公民個人は厳格に法に依つて事を行わなければならない。いかなる組織と個人も憲法と法律を超越して、事を行うことはできない。民主は、厳格に法定手続きを守り、法律の範囲を尊重して、はじめて保証と発展を手にすることができる」。

この論文のポイントは、郷長直接選挙を「法治」の原則に違反するとした点にある。つまり、法治と民主は両立しないという見解を明らかにしたと言える。法治とは法に基づき公権力が行使されることを指すが、この文章が言う法治は、法の絶対性を強調し、法の具体的な内容にまでは踏み込んでいない。中国では、毛沢東時代に代表される「人治」という権力者の専制的な統治が長く続いた。一九八〇年代になって中国は「社会主義法治国家」を目指すことになったが、人治と法治は対極にあるものなので、一八〇度の方向転換はあまりに反動が大きすぎ、過剰なまでに法の絶対性を強調することになった。しかし、そこでは法の内容ではなく、法の遵守が最も優先されている。中国共産党による一党支配体制の下では、法の内容は自然と中国共産党の政権維持に有利な内容となり、法の遵守は中国共産党の支配維持の援護となる。第二次世界大戦中のナチスドイツやファシズムイタリアでさえも法治国家だったのである。共産党が村民直接選挙の拡大を自治組織でのことと樂觀でできるのは、「村民委員会組織法」という法律による保障があるからである。これこそ、法治の原則をうまく利用した点である。

査の指摘はさらに続く。「当面存在する問題は、有権者が各級政府の行政首長を直接選挙できないことではなく、多くの地方人民代表選挙において、民主の原則が貫徹されず、い

つも形式に流されていることである」。ここでは、郷長直接選挙の問題が、地方の人民代表選挙というまったく別の問題にすり替えられてしまっている。また、中国における選挙改革の重点が、首長の直接選挙ではなく、人民代表選挙に置かれていることを示している。法治の原則、そして地方人民代表選挙の問題へのすり替え。査は、郷長直接選挙の本質と大きくかかわっている民主の問題を素通りしてしまつたのである。それは、中央当局の考えに沿つたものと言える。

3 海淀区人民代表選挙

北京市区人民代表選挙が一九九八年十二月に北京市各地で行われた。これは北京市内にある一八の区、県の人民代表大会（日本の地方議会にあたる）の人民代表を改選するもので、五年に一度実施される。北京大学が属する海淀区の人民代表選挙は同月十五日に実施された。以下、北京大学での選挙実施状況についてのデータを整理するとともに、その特徴と、選挙について私の見方を紹介したい。

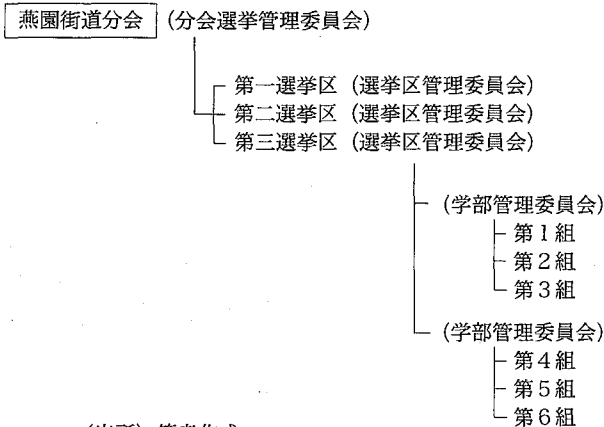
単位ごとの選挙区割

海淀区内の選挙

区は、単位(所

属している職場や学校のこと)、居民委員会(町内会に相当)ごとに「分会」に分けられる(図2)。北京大学は燕園街道分会に属する。その中は三つの「選挙区」に分かれており、それぞれ第一選挙区が理科室学部、第二選挙区が文科系学部、第三選挙区が党務・学務管理部門、サービス部門、中国語教育センターなどからなる。ただし、燕園街道分会には、北京大学だけではなく、近くの居民委員会も含まれており、それは第三選挙区に含まれる。そして人民代表の定数は、第一、二選挙区で各二名、第三選挙区で三名となつて

図2 選挙区の仕組み(イメージ)



(出所) 筆者作成。



「人民代表は人民が選ぶ 人民代表は人民のために」：北京市区県人民代表選挙のポスター

だけでなく、学生も投票する。

選挙区内は、学部を中心にくつかの「組」に分かれている。例えば、第二選挙区では、社会学部は第一組から第七組に分かれ、一つの組には一名の組長が置かれ、構成メンバーとして二〇〇四〇名の有権者が属する。これら組分けと組長、構成メンバーは掲示によって発表される。また第三選挙区では、中国語教育センターに二つの組が設置された。なお、組

いる。第三選挙区だけ定数が三名なのは、居民委員会が含まれているためだ。このことから、北京大学は一つの単位として、海淀区人民代表大会に計六〇七名の人民代表枠をもっていると言える。投票権は十八歳以上の人に与えられ、自分が所属する単位、居民委員会で投票する。

そのため北京大学では、教職員

分けは、教職員と学生、課ごとになっている。

次に、選挙管理組織について見てみよう。まず街道分会に統括組織が設置される（名称は不明、「分会選挙管理委員会」としておく。以下、分会選管）。構成メンバーは大学の党委会組織部主任など大学の幹部からなる。

選挙区にも統括組織が設置される（名称は不明、「選挙区選挙管理委員会」としておく。以下、選挙区選管）。学部主任（学部長のこと）や学部党委会書記など四〜五名で構成され、主任、副主任が置かれる。しかし、メンバー数から考えて、すべての学部から選ばれるわけではない。

さらに選挙区の下にあたる各学部の事務室内にも選挙管理委員会が設置され、ここが学部内の組についての事務的な統括をし、選挙人名簿、「選民証」（選挙人証明書）の作成などを行う。

以上のことを整理すると、選挙管理については、「分会」（選挙管理委員会）—「選挙区」（管理委員会）—「学部」（管理委員会）—「組」のようになっている。

「反復討論、民主協商」

による候補者選び

次に候補者について見てみよう。有権者一〇名以上の推薦者を揃えれば誰でも候補者になることができる。組長が候補者をつりまとめ、選挙区選管に提出する。最初の段階では、何十名という候補者が生まれることになる。そして、選挙区選管での「反復討論（繰り返し討論し）、民主協商（民主的に相談する）」により、各選挙区の候補者を一〇人前後に絞り込む。しかし決定した候補者は公表されない。また、話し合いに選挙区選管のメンバー以外の出席者がいたのかどうか、どのような話し合いが行われたのかも公表されない。候補者選びには、推薦者の数だけでなく、年齢、民族、職務（教師と学生の比率など）、所属単位、性別、これまでの活動実績などが考慮される。

こうして、例えば第二選挙区では最初の候補者として一〇名が決定された。彼らは、推薦者数について言えば、少ない人で二六名、多い人では四〇〇名以上とバラバラで、役職別では先生が八名、学生二名、また所属単位別では各学部からだいたい一名は出るようになっていいる。しかし、候補者を出せなかった学部もあつた。話し合い段階での出席者の政治力がモノをいうのだろう。

次に、第二選挙区ではこの一〇名の中から正式候補者三名を選んだ。まず、各組ごとに

この一〇名の候補者に対しすべての有権者による「予備選挙」を行う。投票方法は学部によって異なった。ある学部では挙手によって行われた。しかし、挙手の方法も組によって異なった。ある組では、一〇名の候補者の名前を順番に読み上げ、一人が三回挙手した。また別の組では、ある有権者が誰かを推薦し、その推薦に対する賛成の挙手を求め、賛成多数で候補者を選んだ。この場合はあくまでも話し合いである。さらに、投票用紙が準備され、各自が三名を選んだ別の学部もあった。

予備選挙の投票結果をもとに、選挙区選管メンバーと分会選管メンバーとが、「反復討論、民主協商」を行い、第二選挙区では三名、第三選挙区では四名の正式候補者が決定された(表8)。第二選挙区の朱蘇力は、法理論という学生の間で今人気の

北京市海淀区选举委员会
关于公布正式代表候选人名单的公告

(96)海选字第 169 号

北京市海淀区选举委员会燕园街道分会第二选区选民在提名推荐代表候选人初步名单的基础上,进行了反复讨论和民主协商,根据按多数选民的意見,确定该选区选举区第十二届人民代表大会代表的正式候选人名单如下:

姓名	性别	年龄	民族	工作单位及职务
朱苏力	男	43	汉	北京大学法律系教授、博士生导师、法理教研室主任
刘伟	男	41	汉	北京大学经济学院教授、博士生导师、副院长
黄培皓	女	19	汉	北京大学国际关系学院 93 级本科生、学习委员

兹定于 12 月 15 日(星期二) 时至 时在
选举站投票选举,请按时到站投票。

一九九八年十二月九日

燕园街道分会第二選挙区の
立候補者に関する公告

表8 候補者確定に関する公告

選挙民が推薦した代表候補者の第一段階でのリストを基礎に、反復討論、民主協商を行った。多数の選挙民の意見に基づき、正式な代表候補者を以下のように確定した。

《第二選区一定数2》

- | | | |
|-----|--------------|--------------------------------|
| 朱蘇力 | (男, 43歳, 漢族) | 北京大学法律学系教授, 博士指導教師, 法理論教学研究室主任 |
| 劉偉 | (男, 41歳, 漢族) | 北京大学经济学院教授, 博士指導教師, 副院長 |
| 黄培皓 | (女, 19歳, 漢族) | 北京大学国際関係学院1998年入学学部生, 学習委員 |

《第三選区一定数3》

- | | | |
|-----|--------------|-----------------|
| 李蘭 | (女, 45歳, 漢族) | 燕園街道辦事処副主任 |
| 張兆東 | (男, 48歳, 漢族) | 北大方正集团公司總裁 |
| 陳文申 | (男, 42歳, 漢族) | 北京大学校長助理, 人事処処長 |
| 鞠傳進 | (男, 35歳, 漢族) | 北京大学校長助理, 総務長 |

ある研究を行っている。劉偉は、積極的に論壇に登場し、政府とのつながりも強い若手経済学者のホープである。黄培皓は大学一年生である。第三選挙区の張兆東の所属する北方正集団公司というのは、北京大学が経営するコンピュータ関連の会社である。世界的にも有名で、売上げは北京大学の貴重な財源となっている（一部には三分の一を補っているとも言われている）。陳文申と鞠傳進とは、校長の秘書であり、学務管理部門の有力者である。なお、第一選挙区については確認できなかった。

その後、正式候補者が有権者に対して所信表明をする機会はなかった。唯一それらしきものは、北京大学の学内テレビで流れた候補者へのインタビューであった。しかしその内容は、正式候補者に選んでくれたことへの有権者への謝辞を述べるにとどまっていた。

投票は、十二月十五日午前六時から深夜零時まで行われた。選挙結果は、二日後の十二月十七日に発表された（表9）。なお、第一選挙区では十二月十八日に二回目の選挙が行われ、十二月二一日に再び結果が発表された（表10）。しかし候補者の得票数は公表されなかった。選ばれた人民代表が初めて召集される海淀区人民代表大会は、翌一九九九年一月十四日に開催された。

投票率は、平日にもかかわらず、すべての選挙区で八五%を超えた。しかし後で述べる

表9 投票結果に関する公告

- 一
- 第一選区：有権者数8,905名，投票者数7,944名（投票率89.2%），実際の投票者数7,912名
第二選区：有権者数7,736名，投票者数6,654名（投票率86.0%），実際の投票者数6,542名
第三選区：有権者数7,917名，投票者数7,462名（投票率94.3%），実際の投票者数7,322名

二

「選挙実施細則」第49条に基づき，①投票率50%以上で選挙は成立する，②投票者数の過半数の票を得た候補者を当選とする，（以下，第三選区の公告のみ）③投票者数の過半数の票を得た候補者の数が定数を超えた場合は，得票数の多い順に当選とする。

第一選区当選者：呂植

第二選区当選者：劉偉，朱蘇力

第三選区当選者：張兆東，陳文中，李蘭

（注）投票率は筆者が計算した。

表10 再投票結果に関する公告

- 一 第一選区：有権者数8,905名，投票者数7,414名，（投票率83.3%），実際の投票者数7,349名
- 二 魏引樹が，投票者数の3分の1の票を獲得し，「選挙実施細則」第49条の関連規定に基づき，当選した。

（注）投票率は筆者が計算した。

ように、有権者の選挙への関心は必ずしも高いとは言えない。また、社会主義国では投票に行かないと処罰を受けるため、投票率は一〇〇%になるなどという話がかつては聞かれたが、現在参加を呼びかける宣伝は行われるものの、強制されるということはない。それでも八五%を超えたということは、仕事や授業の合間に職場やクラスで声をかけあってみんなで選挙に行つたということだろう。しかし、そのことが投票参加の無言の圧力になっている。

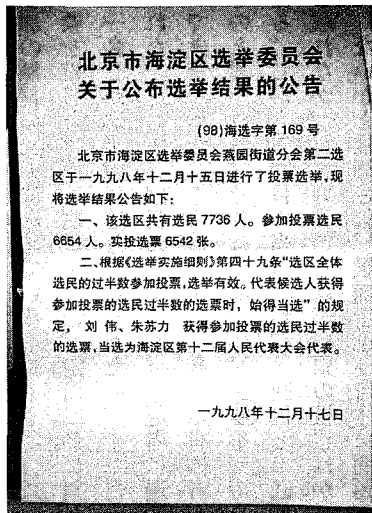
有権者は一人一票を投じた。第一選挙区では、定員二名に対し、一回目の選挙では一名しか過半数に達しなかったため、十二月十八日に再投票が行われた。そして二回目の選挙でも、当選者は過半数を獲得することができなかった。このことから、多くの有権者が白紙投票を行ったものと思われる。それは候補者に対する不支持を表明したものと言える。しかも二回目の当選者が、一回目と二回目両方で過半数の票を取れなかったということは、白票の投票はかなり組織的だったのではないかと推測され、候補者選び自体に問題があ

ったのではないだろうか。第一選挙区の有権者には理科系関係者が多いこともあつて、学部を超えた横のつながりの欠如と、学部ごとの結束の強さが伺われる。

第二選挙区は、予想された結果といえる。候補者の中に学生が一名含まれていたことから票が先生に流れることは事前に明らかであった。選挙結果で問題が起らないよう配慮

された候補者選びがなされ、文科系学部の保守的な傾向が見られる。

第三選挙区は、校長助理二名が共に当選することが考えられないことは、事前に明らかだろう。そのため、北京大学から二名、居民委員会から一名は妥当な結果だ。しかし、候補者全員が過半数の票を得たことは、意外と接戦だったのかもしれない。北京大学関連と居民委員会関連の有権者数はわからないが、たぶん北京大学関連の有権者のほうが多いは



第二選挙区の選挙結果に関する公告

ずなので、北京大学が定数三名の独占をねらう動きがあつたのかもしれない。

密室での候補者選り

興味深い点は、やはり候補者決定のプロセスにある。第一に、海淀区人民政府やその出先などの行政機関ではなく、単位が中心になつて選挙が実施されていること。例えば、選挙事務を単位の事務室が行い、人民代表の割当てが単位ごとになつている。第二に、最終候補者の決定までは完全な密室で協議され、いつさい情報が公開されないこと。また、その間予備選挙も実施されているが、それ自体の結果は最終的なものではない。第三に、予備選挙の方法が組によつて異なつており、統一的に実施されていないこと。第四に、候補者の獲得票数について公開されないこと。これらの特徴から見てわかるとおり、現在の選挙方法には、ブラックボックスの部分が多すぎ、そのことがこの選挙の本質をある意味で決定しており、民主的なものとはいえない。

理想的な選挙は、最低推薦者数をもう少し増やし、推薦された人全員を正式候補者とし、有権者全員の投票にかけることだろう。しかし、候補者の人数が多いので、一回の投票ではまず決まらないだろう。そこで得票数をもとに決選投票を行つて、当選者を決定する。そして、その間の情報はすべて公開する。また、候補者による所信表明演説の機会を与へることも必要だろう。

しかし、制度上の問題をかかえながらも、組織的な白紙投票が行われた可能性があることや、三つのイスをめぐって四人の候補者が接戦を演じた可能性があることは、信任するだけという「ゴム印」選挙が行われているわけではないことを示している。ここでの投票者の行動を分析することにはなんらかの意味があるだろう。小さな選挙区とはいえ、立派な選挙の駆引きが展開されていたのである。

人民代表の存在価値

有権者にとつて、区・県レベルの人民代表というものにどれだけ価値があるのだろうか。そのことは、人民代表選挙の意義を考へる上でのヒントになるだろう。海淀区の人民代表というのは、名誉職にしかすぎない。これは多くの有権者がもっているイメージだ。人民代表選挙制度に問題があることはすでに指摘したとおりだ。しかし、有権者に人民代表が意味をもたないと思わせる原因は、制度の不備よりはむしろ中国の利益分配のシステムにあるのではないだろうか。

第二選挙区では学生が正式候補者選ばれていた。他の候補者二名の経歴に比べると、この学生候補者が当選する可能性が低いことは、選挙するまでもなく明らかであった。他方、選挙には、自分たちの利益を実現するために人民代表大会に代表を送り込むという側面がある。そのため、学生候補者が所属する国際関係学院の有権者ぐらゐは、彼女に投票

するのではないかと私は考えた。北京大学国際関係学院に所属するある有権者にこの質問をしたところ、「人民代表大会というところは自分たちの利益を実現する場所ではない。自分の所属先から出ている候補者に入れようという気もないし、そもそも選挙自体に関心がない。自分たちの候補を推そうなどという学院幹部の命令や学院内でのコンセンサスもない。当日候補者名簿を見て、誰に投票するかを決めた」と言う。他方、候補者を決定する過程で実施される「反復討論、民主協商」では、出席者の政治力がモノをいうことが推測される。その時、出席者にその場で政治力を発揮させる動機は何か。学部から候補者を出して学部の利益を実現したいためなのかもしれないし、単に出席者自身の政治力の誇示なのかもしれない。

単位を中心に選挙が行われているものの、人民代表大会は単位の利益実現の場ではない。そこが大きな矛盾である。現在の中国のシステムの中で単位が利益を実現するためには、党や政府の主管部門との関係が重要であるため、単位としては人民代表大会に価値を見出すことはできない。もちろんこうした事情は、北京大学が中央の教育部直属の機関だからかもしれない。例えば、海淀区政府が主管する企業にとっては、海淀区人民代表大会の重要性は増してくるのではないか。日本でも、全国規模の大企業は地方議会には関心を示

さないだろうが、地元企業は大きな関心をもつだろう。その点では、日本と中国に大きな違いはないように思われる。ある研究者によれば、現在、県・市レベルの人民代表大会では、私営企業の経営者が人民代表になりたがっているという現象が多く見られる。その背景には、私営企業振興に関する中央政府の政策や法律が不十分なことがある。政策や法律が整備されていない現状で、私営企業がよりよい経営環境を獲得するには、個別に政府から許認可や優遇措置を獲得するしかない。そのためには、政府幹部に接近しなければならぬ。彼らとのチャンネルを広げるために、私営企業の経営者は人民代表になるのである。しかし、それによってワイロなどの汚職も増える。このように、人民代表大会が党や政府の監督機関として期待される一方で、ゆがんだ機能を果たしているケースもある。

人民代表大会の役割強化が叫ばれている。しかし、人民代表大会の制度そのものをいくらか改革しても、周辺環境、本章の例で言えば、主管部門と個々の単位との関係、私営企業振興の政策や私営企業の地位を定めた法律が整備されなければ、人民代表大会の改革はあり得ない。人民代表大会の改革は中国政治の構造的な問題と密接につながっているのである。